

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第六条第二項第九号ム中「第六十条第二項」を「第六十条第三項」に改め、同号中ムをケとし、同

号ラ中「第四十六条第二項」を「第四十六条第三項」に改め、同号中ラをウとし、ウの次に次のよう

に加える。

ハ 規則第四十九条の二第一項に規定する確認

ニ 規則第五十二条の五第一項の規定による届出の受理

ホ 規則第五十二条の六第一項及び第二項の規定による届出の受理

ヘ 規則第五十二条の七第一項の規定による届出の受理

ニ 規則第五十二条の八第一項の規定による確認の取消し

マ 規則第五十九条の二第二項第三号イの規定による届出の受理

ページ

第六条第二項第九号中ナをムとし、ネをラとし、同号ツ中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改め、同号中ツをナとし、タからソまでをソからネまでとし、同号ヨ中「チ、リ及びル」を「ヌ、ル及びワ」に改め、同号中ヨをレとし、ヲからカまでをカからタまでとし、同号ル中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同号中ルをワとし、同号ヌ中「第三項」を「第四項」に改め、同号中ヌをヲとし、トからリまでをリからルまでとし、ヘの次に次のように加える。

ト 第三条第七項の規定による同条第一項ただし書の確認に係る土地の形質の変更の届出の受理
チ 第三条第八項の規定による調査及び報告の命令

第十条第一項第十一号イ中「第八条」を「第十七条」に改め、同号ロ中「第十三条第一項及び第三項」を「第二十九条第一項及び第三項」に改め、同項第十三号中セをスとし、キからモまでをユからセまでとし、同号サ中「第一百十三条の三」を「第一百十三条の四」に改め、同号中サをキとし、同号ア中「第一百十三条の二第二項」を「第一百十三条の三第二項」に改め、同号中アをサとし、同号テ中「第一百十三条の二第二項」を「第一百十三条の三第一項」に改め、同号中テをアとし、オからエまでをクからテまでとし、同号ノ中「及び第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項並びに第八十八条第六項及び第十八項」に改め、同号中ノをオとし、ヲからキまでをワからノまでとし、同号ル中「第三十六条第八項」を「第三十六条第九項」に改め、同号中ルをヲとし、ヌをルとし、同号リ中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 第二十九条の二第四項の規定による決算関係書類の受理

第十条第一項中第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第三十一号までを二号ずつ繰り上げ、第二十九号の次に次の二号を加える。

三十 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の施行に関するすること。ただし、イ、ロ、ニ

（同法第六十一条第三項（同法第百条第二項において準用する場合を含む。）において同法第八

十条第二項後段の規定を準用する場合に限る。）及びリからルまでにあつては所管区域を超える

区域をその地区とする森林組合及び生産森林組合に係るものを除き、ハ、ニ（同法第六十一条第

三項（同法第百条第二項において準用する場合を含む。）において同法第八十条第二項後段の規

定を準用する場合を除く。）及びホからチまでにあつては市町村の区域を超える区域をその地区

とする森林組合及び生産森林組合に係るものを除く。

イ 第六十一条第二項（第百条第二項において準用する場合を含む。）の規定による定款変更の

認可

ロ 第六十一条第四項（第百条第二項において準用する場合を含む。）の規定による軽微な事項に係る定款変更の届出の受理

ハ 第七十八条第一項（第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可
 ニ 第八十条第二項後段（第六十一条第三項、第八十三条第三項及び第八十四条第三項において準用する場合並びに第百条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による定款変更認可、設立認可、解散認可及び合併認可に関する証明書の交付
 ホ 第八十三条第二項（第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定による解散の認可
 ヘ 第八十三条第五項（第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出の受理

ト 第八十四条第二項（第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可
 チ 第九十九条の十の規定による清算終了の届出の受理
 リ 森林組合法施行細則（昭和五十四年宮城県規則第三十九号。以下この号において「規則」という。）第三条の規定による登記完了の届出の受理

又 規則第四条の規定による総会招集等の届出の受理
 ル 規則第五条の規定による役員等の異動の届出の受理

三十一 県有林及び県有防災林に関する次のこと。

イ 入林許可（県有林に係るものに限る。）

ロ 目的外使用許可（電柱類若しくは鉄塔類の設置又は管類（ケーブルを含む。）の地下埋設に係るもの及びこれ以外の使用であつて使用期間が一年を超えないものに限る。）及びその許可に係る使用料の減免

第十條第一項第三十五号中「及び農林水産部」を、「農政部及び水産林政部」に改め、同条第二項中「同項第四十二号」を「同項第四十一号」に改める。

第十三条の二第一号中「第八條」を「第十七條」に改め、同条第二号中「第十三条第一項及び第三項」を「第二十九條第一項及び第三項」に改め、「又は二以上の地方振興事務所の所管区域に販売所を設ける小売業者」を削る。

第十四条ただし書中「第五号から第八号まで、第十二号及び第十三号」を「第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。
 （林業技術総合センター所長）

第十七条 林業技術総合センター所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 木材等試験手数料条例（平成二十一年宮城県条例第三十三号）第四条の規定による手数料の免除

二 工事に関する次のこと。

イ 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件二十万円未満の工事の施行（工事の検査を除く。）。ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更（当該変更に係る額が百万円を超えるものに限る。）については、事前に知事の承認を受けなければならない。

ロ 令達予算に基づく請負代金額一件五百万円未満の工事の中間検査及び完成検査

ハ 工事（建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。以下このハにおいて同じ。）の出來高検査及び工事一件の請負代金の額のうち当該工物の一部の引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査

ニ 建設工事執行規則第二十九条の二第一項の規定による中間金払の認定

三 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十六条第二項の規定による技能講習修了証の交付

四 県以外の者から委託を受けて行う研究、調査等に係る契約の締結

五 県と県以外の者が共同して行う研究開発に関する契約の締結

六 県以外の者と技術情報を交換する場合における当該情報の秘密の保持に関する契約の締結
 第十八条第一項第二号中ヌをロとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 第七十二条の二第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

第十八条第一項第十四号イ中「第十八条第二十四項第一号」の下に「（第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ヲ中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項第四十一号中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項」に改める。

第二十條を削り、第二十一條を第二十條とする。

附則第四項中「、港湾事務所長及び下水道事務所長」を「及び港湾事務所長」に改め、附則第五項中「第十八条第一項第二十一号、第十九条第十号及び第二十條第二号」を「第十八条第一項第二十二号及び第十九条第十一号」に、「第十八条第一項第二十一号中」を「第十八条第一項第二十二号中」に、「第十九条第十号及び第二十條第二号中」を「第十九条第十一号中」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第五条ただし書の改正規定、第十条第一項第十一号イ及びロ並びに同項第十三号ノ及びテからサまで並びに同条第二項の改正規定、第十三条の二第一号及び第二号の改正規定、第十八条第一項第二号中ヌをロとし、リをヌとし、チの次に次のように加える改正規定並びに同項第十四号イ及びヲ並びに同項第四十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十三号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第二十一号」を「第十七号」に改める。

別表第一各課長の専決事項の項第十九号中「及び農林水産部」を「農政部及び水産林政総務課」に改め、同項第二十号中「及び農林水産総務課長」を「農政総務課長及び水産林政総務課長」に、「及び農林水産総務課」を「農政部及び水産林政部」に改め、同項第五号中「及び農林水産総務課」を「農政総務課及び水産林政総務課」に改め、同項第三十三号中「第二十七号」を「第二十三号」に改め、同表各課長補佐（総括担当）の専決事項の項第四号中「及び農林水産部」を「農政部及び水産林政部」に改め、同項第五号中「及び農林水産総務課」を「農政総務課及び水産林政総務課」に改め、同表環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十二号を次のように改める。

二 要措置区域内の土地の所有者等又は行為者に対する汚染除去等計画の提出の指示及び提出命令、変更後の汚染除去等計画の受理、汚染除去等計画の変更命令、汚染除去等計画期間の短縮の承認及び通知、実施措置の命令、実施措置の完了の報告の受理並びに汚染の除去等の措置を自ら行うことの決定及び公告（第七条）

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十一号中ツをネとし、タからソまでをレからツまでとし、ヨの次に次のように加える。

タ 国等が行う汚染土壌処理の事業（埋立処理施設に係るものに限る。）についての協議（第二十七条の五）

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十一号に次のように加える。

ナ 形質の変更の届出を要しない土地の指定（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第二十五条）

別表第一環境対策課長の専決事項の項第七号中ヨをタとし、トからカまでをチからヨまでとし、ヘの次に次のように加える。

ト 国等が行う汚染土壌処理の事業についての協議（環境生活部長の専決に係るものを除く。）（第二十七条の五）

別表第一保健福祉部長の医療人材対策室に係る専決事項の項第一号中「医学士修学資金等」を「医学士修学資金」に改め、同号イ中「指定医療機関等」を「指定医療機関」に改め、同号ハ中「償還等」を「償還」に改め、「第十条」を削り、「第十一条」の下に、「第十二条」を加え、同号ニ中「第十二条」を「第十条」に改め、同項第四号ロ中「免除及び猶予（第九条）」を「猶予及び免除（第十条）」に改め、同表医療人材対策室長の専決事項の項第一号中「医学士修学資金等」を「医学士修学資金」に改め、同号ロ中「第十一条」を「第九条」に改め、同表保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「育成医療に係るものを除く」を「更生医療に係るものを除く」を「更生医療に係るものに限る」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を第五号とし、第九号を第六号とし、同表障害福祉課長の専決事項の項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「育成医療に係るものを除く」を「更生医療に係るものに限る」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号から第十五号までを三号ずつ繰り上げ、同表保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項及び同表障害福祉課長の専決事項の項の次に次のように加える。

精神保健推進室

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の施行に関する次のこと。

イ 指定病院等の指定及びその取消し（第十九条の八、第十九条の九、第三十三条の七）

ロ 精神科病院の認定（第二十一条、第三十三条）

ハ 精神障害者の入院措置及び移送（第二十九条、第二十九条の二の二）

ニ 医療保護入院等のための移送（第三十四条）

ホ 精神科病院の管理者に対する改善命令、退院命令及び公表（第三十八条の七）

ヘ 精神保健福祉相談指導医の指定（第四十七条）

二 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）の施行に関する次のこと。

イ 発達障害者支援センターの指定（第十四条）

ロ 発達障害者支援センターに対する改善命令（第十七条）

ハ 発達障害者支援センターの指定の取消

精神保健推進室長

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 精神保健指定医の診察（第二十七条、第二十九条の二、第二十九条の四、第三十八条の七）

ロ 精神障害者の緊急入院措置及び移送（第二十九条の二、第二十九条の二の二）

ハ 精神障害者の入院措置の解除（第二十九条の四）

ニ 費用の徴収（第三十一条）

ホ 仮退院の許可（第四十条）

二 発達障害者支援法第十六条の規定による発達障害者支援センターに対する報告の徴収及び立入調査等

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する次のこと。

イ 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものに限る。）に対する指導（第六十条）

ロ 自立支援医療費等（精神通院医療に係るものに限る。）の審査及び額の決定（第七十三条）

四 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する

し(第十八条)
三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する次のこと。

イ 市町村等の自立支援医療費(精神通院医療に係るものに限る。)の支払の差止め等(第六十六条)

ロ 指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものに限る。)に対する勧告、公表及び措置命令(第六十七条)

ハ 指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものに限る。)の指定の取消し及び指定の全部又は一部の効力の停止(第六十八条)

四 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する次のこと(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法の適用を受ける施設及び事業所並びに特別支援学校に係るものに限る。)
イ 登録喀痰吸引等事業者の登録の取消し及び業務の停止命令(第四十八条の七)

ロ 認定特定行為業務従事者に対する業務の停止命令及び認定証の返納命令(附則第四条)

ハ 登録研修機関に対する適合命令(附則第十四条)

ニ 登録研修機関に対する改善命令(附則第十五条)

ホ 登録研修機関の登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令(附則第十六条)

ヘ 登録特定行為事業者の登録の取消し及び業務の停止命令(附則第二十条)

る次のこと(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法の適用を受ける施設及び事業所並びに特別支援学校に係るものに限る。)

イ 登録喀痰吸引等事業者の登録(第四十八条の三)

ロ 登録喀痰吸引等事業者に対する報告の徴取、立入検査及び質問(第四十八条の九)

ハ 認定特定行為業務従事者の認定(附則第四条及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十四条)

ニ 登録研修機関の登録及びその更新(附則第四条、附則第九条)

ホ 登録研修機関に対する報告の徴取、立入検査及び質問(附則第十八条)

ヘ 登録特定行為事業者の登録(附則第二十条)

ト 登録特定行為事業者に対する報告の徴取、立入検査及び質問(附則第二十条)

別表第一業務課長の専決事項の項第十号中「医薬品等」を「医薬品等」に改め、「及び薬用植物栽培の指導」を削り、同項第十一号中「薬事工業生産動態統計」を「薬事経済調査」に改め、同表商工金融課長の専決事項の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号ハ中「第五十条、」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表農林水産部長の農林水産政策室に係る専決事項の項及び同表農林水産

政策室長の専決事項の項を次のように改める。

農政部長

農政総務課

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の施行に関する次のこと。

イ 業務改善命令及び共済契約の締結の代理又は媒介の停止命令(第十一条の二十五)

ロ 一時理事、監事及び一時代表理事の選任並びに役員を選挙し、又は選任するための総会の招集(第四十条)

ハ 農業協同組合の信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可(第五十条の二)

ニ 農業協同組合の設立、解散、合併及び新設分割の認可(第五十九条、第六十四条、第六十五条、第七十条の三)

ホ 農業協同組合の設立認可の取消し(第六十三条)

ヘ 清算人の選任(第七十一条)

ト 農業協同組合に対する監督命令(第九十四条の二)

チ 農業協同組合等に対する措置命令、業務の停止命令及び役員の変更命令並びに信用事業規程等の承認の取消し(第九十五条)

リ 農業協同組合等の解散命令(第九十五条の二)

ヌ 総会の決議並びに選挙及び当選の取消し(第九十六条)

二 農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)の施行に関する次のこと。
イ 模範定款例の策定(第三十五条)

ロ 模範事業規程例の策定(第三十六条)

ハ 農業共済組合に対する措置命令及び監督上の命令(第二百十号)

ニ 農業共済組合に対する役員の変更命令、役員解任及び解散命令(第二百十号)

農政総務課長

一 農業協同組合法の施行に関する次のこと。

イ 指定農業協同組合の指定(第十条)

ロ 信用事業規程及び共済規程の承認並びにこれらの変更及び廃止の承認(第十一条、第十一条の十七)

ハ 信用供与等限度額超過の承認(第十二条の八)

ニ 立入検査等(第十一条の二十五)

ホ 信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程の承認並びにこれらの変更の承認(第十一条の四十二、第十一条の四十八、第十一条の五十一)

ヘ 定款変更の認可(第四十四条)

ト 休眠組合及び農事組合法人に係る公告及び公告した旨の通知(第六十四条の二、第七十三条)

チ 資料の提出命令(第九十三条)

リ 業務又は会計状況の検査(第九十四条)

ヌ 理事及び経営管理委員の定数の四分の一を下回らない範囲内の数で定める承認(農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)第七十六条の二)

二 農業保険法の施行に関する次のこと。
イ 農業共済組合の設立又は合併の認可(第三十条、第六十七条)

ロ 農業共済組合の仮理事の選任(第四十五条)

ハ 農業共済組合の定款等の変更の認可(第五十八条)

ニ 農業共済組合の解散の議決の認可(第六十五条)

ホ 報告徴収及び検査(第二百八条、第二百九条)

ヘ 賦課金の額及び方法についての承認(農業保険法施行令(平成二十九年政令第二百六十三号)第十八条)

ホ 総会若しくは総代会の決議又は選挙若しくは当選の取消し（第二百十三条）

ト 農業共済組合事業規程附属書の共済金支払規程による共済金の現金払の承認

別表第一 農林水産部長の農林水産経営支援課に係る専決事項の項及び同表農林水産経営支援課長の専決事項の項を削り、同表農林水産部長の食産業振興課に係る専決事項の項及び同表食産業振興課長の専決事項の項の次に次のように加える。

<p>農山漁村なりわい課</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次のこと（宮城県農林水産・食品関連産業基本計画に関するものに限る。） イ 基本計画に係る主務大臣との協議（第四条） ロ 基本計画の変更の協議（第五条） 二 山村振興農林漁業対策事業の施行に伴う事業実施計画及びその変更の認定 三 一件の補助金額千円以上の団体営補助工事の承認（ため池及び機能保全計画に基づく用排水施設対策工事に係るものを除く。） 四 補助金の増減が二百万円以上となる事業の設計変更の承認 	<p>農山漁村なりわい課長</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次のこと（宮城県農林水産・食品関連産業基本計画に関するものに限る。） イ 基本計画の軽微な変更の届出（第五条） ロ 土地利用調整計画及びその変更に係る同意（第十一条、第十二条） ハ 地域経済牽引事業計画及びその変更の承認（第十三条、第十四条） ニ 地域経済牽引事業計画についての協議に対する同意（第十三条、第十四条） ホ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し（第十四条） ヘ 承認地域経済牽引事業者に対する指導及び助言（第三十五条） ト 承認地域経済牽引事業者に対する報告の徴収（第三十六条） 二 一件の補助金額千円未満の団体営補助工事の承認（ため池及び機能保全計画に基づく用排水施設対策工事に係るものを除く。） 三 補助金の増減が二百万円未満となる事業の設計変更の承認 四 団体営補助工事の会計報告の査閲処理（ため池及び機能保全計画に基づく用排水施設対策工事に係るものを除く。）
---	--

別表第一 農林水産部長の農業振興課に係る専決事項の項第二号イ中「指定」の下に「及び指定の解除」を、「第六条」の下に「第七条」を加え、同号中ロを削り、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 農業振興地域整備基本方針の作成及び変更に係る農林水産大臣への協議（第四条、第五条）

別表第一 農林水産部長の農業振興課に係る専決事項の項第二号ハ中「協議及び」を「策定に係る協議への」に改め、同号ニを次のように改める。

二 県の農業振興地域整備計画の策定及び変更（軽微な変更を除く。）（第九条、第十三条）
別表第一 農業振興課長の専決事項の項第二号を次のように改める。

二 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 農業振興地域の区域の変更（第七条）

ロ 県の農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更に限る。）（第十三条）

別表第一 農業振興課長の専決事項の項第六号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 農用地利用配分計画の申請の公告及び認可並びに認可した旨の通知及び公告（第十八条）
別表第一 農業振興課長の専決事項の項に次の七号を加える。

七 農業制度資金に係る利子補給契約の締結

八 振興山村・過疎地域農林漁業経営改善資金に係る認定目標額の配分希望額の設定（農業に関するものに限る。）

九 農業制度資金に係る利子補給等の承認及びその変更の承認（地方振興事務所長の専決に係るものを除く。）

十 農業近代化資金融資目標額の策定

十一 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十八条の規定による資金の貸付け（第二条第二項に規定する就農支援資金のうち同項第二号に掲げるものの貸付けに限る。）

十二 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第三十六号）第七条の規定による報告の徴収及び検査（農業に関するものに限る。）

十三 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十五条の規定による報告の徴収

別表第一 農林水産部長の農産環境課に係る専決事項の項中「農産環境課」を「みやぎ米推進課」に改め、同項第一号中「第十四条」を「第三十一条」に改め、同表農産環境課長の専決事項の項中「農産環境課長」を「みやぎ米推進課長」に改め、同項第一号イ中「第十二条の三」を「第二十七条」に改め、同号ロ中「第十三条」を「第二十九条」に改め、同表農村振興課長の専決事項の項第一号二中「協議」を「協議等」に改め、「第八十七条の三」の下に「第八十七条の四、第八十八条」を加え、同号ホ中「第八十七条の三」を「第八十七条の四、第八十八条」に改め、同号ヘ中「第八十七条の三」の下に「第八十七条の四、第八十八条」を加え、同号リ中「第八十七条の三」の下に「第八十七条の四、第八十八条」を加え、同号ヌ

中「第八十七条の三」を「第八十七条の四、第八十八条」に改め、同号ル中「第八十八条」を「第八十七条の五」に改め、同表農林水産部長の農村整備課に係る専決事項の項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「承認」の下に「ため池及び機能保全計画に基づく用排水施設の対策工事に係るものに限る。」を加え、同号を同項第六号とし、同項第九号を同項第七号とし、同表農村整備課長の専決事項の項第八号中「承認」の下に「ため池及び機能保全計画に基づく用排水施設の対策工事に係るものに限る。」を加え、同項第十号中「処理」の下に「ため池及び機能保全計画に基づく用排水施設の対策工事に係るものに限る。」を加え、同表農林水産部長の林業振興課に係る専決事項の項及び同表林業振興課長の専決事項の項を次のように改める。

水産林政部長

水産林政総務課

- 一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の施行に関する次のこと。
- イ 水産業協同組合の信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可（第五十四条の二、第九十六条）
- ロ 水産業協同組合の設立、解散及び合併の認可（第六十四条、第六十八条、第六十九條、第八十六条、第九十二条、第九十六條、第一百條、第一百零六條）
- ハ 水産業協同組合の設立認可の取消し（第六十六条の二、第八十六条、第九十二条、第九十六条、第一百條、第一百零六條）
- ニ 水産業協同組合に対する監督上の命令（第二百三十三条の二）
- ホ 水産業協同組合の法令等の違反に対する措置命令、業務の停止命令及び役員の変更命令並びに信用事業規程等の認可の取消し（第二百二十四条）
- ヘ 水産業協同組合の解散命令（第二百二十四条の二）
- ト 総会の決議、選挙又は当選の取消し（第二百二十五条）
- チ 水産業協同組合施設の専用契約の取消し（第二百二十六条）
- リ 漁業協同組合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第二条の規定による合併及び事業経営計画の認定

水産林政総務課長

- 一 水産業協同組合法の施行に関する次のこと。
- イ 信託業務の認可及びその変更の認可（第十一條、第八十七条、第九十三条、第九十七條）
- ロ 資源管理規程の認可及びその変更の認可（第十一條の二、第九十二条）
- ハ 信用事業規程の認可並びにその変更及び廃止の認可（第十一條の四、第九十二条、第九十六條、第一百條）
- ニ 地方公共団体等に対する貸付けの最高限度額超過の認可（第十一條の五、第九十二条、第九十六條、第一百條）
- ホ 同一人に対する信用供与等限度額超過の承認（第十一條の八、第九十二条、第九十六條、第一百條）
- ヘ 共済規程の認可並びにその変更及び廃止の認可（第十五條の二、第九十六條、第一百條の六）
- ト 役員等の兼職又は兼業の認可（第三十四条の五、第九十二条、第九十六條、第一百條）
- チ 定款の変更の認可（第四十八條、第八十六条、第九十二条、第九十六條、第一百條、第一百零六條）
- リ 報告の徴収（第二百二十二條）
- ヌ 業務又は会計状況の検査（第二百二十三條）
- ニ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）の施行に関する次のこと。

三 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の施行に関する次のこと。

- イ 市町村の区域を超える区域を地区とする森林組合及び生産森林組合の設立、解散及び合併の認可（第七十八條、第八十三条、第八十四条、第一百條）
- ロ 清算人の選任（第八十九条）
- ハ 組織変更の認可（第一百條の八、第一百條の十六、第一百條の二十二）
- ニ 森林組合に対する監督上の命令（第一百零二條）
- ホ 森林組合及び生産森林組合の法令等の違反に対する措置命令、業務の停止命令及び役員の変更命令並びに信用規程等の承認の取消し（第一百三十三條）
- ヘ 森林組合及び生産森林組合の解散命令（第一百四十四條）
- ト 総会の議決、選挙又は当選の取消し（第一百五十五條）
- チ 森林組合施設の専用契約の取消し（第一百零六條）
- イ 水域、区域及び区分の設定（第一百五條）
- ロ 単位漁場区域の設定（第一百零八條）
- ハ 特定養殖業の種類に応じた区域の設定（第二百五條の三）
- 三 森林組合法の施行に関する次のこと。
- イ 分担金徴収の認可（第二十五条）
- ロ 信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程及び森林経営規程の承認並びにこれらの変更及び廃止の承認（第十條、第十九條、第二十四条、第二十六条の三）
- ハ 定款変更の認可（地方振興事務所長の専決に係るものを除く。）（第六十一条、第一百零二條）
- ニ 報告の徴収（第一百零條）
- ホ 業務又は会計状況の検査（第一百一十一條）

別表第一 農林水産部長の森林整備課に係る専決事項の項及び同表森林整備課長の専決事項の項を削り、同表水産業振興課長の専決事項の項に次の五号を加える。

- 十二 振興山村・過疎地域農林漁業経営改善資金に係る認定目標額の配分希望額の設定（水産業に関するものに限る。）
- 十三 水産業制度資金に係る利子補給契約の締結
- 十四 水産業制度資金に係る利子補給の承認及びその変更の承認
- 十五 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第七条の規定による報告の徴収及び検査（漁業に関するものに限る。）
- 十六 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）の施行に関する次のこと。
- イ 期限前償還（第九条）
- ロ 支払の猶予（第十条）
- ハ 貸付金の合計額の限度に係る特認（沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年宮城県規則第五十六号。以下この号において「規則」という。）第四条）
- ニ 貸付けの決定（規則第七条）

ホ 事業完了の延長の承認（規則第十条）

別表第一農林水産部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

八 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の施行に関する次のこと。

イ 基本計画等の達成のための措置（第七条）

ロ 採捕の停止等（第十条）

ハ 停泊命令（第十二条）

ニ 漁業法等による措置（第十六条）

別表第一水産業基盤整備課長の専決事項の項第一号二中「者又は受けるべき者に」を「者に」に改め、同項に次の一号を加える。

六 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 都道府県計画の策定及び変更並びにこれらの公表（第四条）

ロ 採捕の数量又は漁獲努力量等の公表（第八条）

ハ 助言、指導又は勧告（第九条）

ニ 割当てによる採捕の制限（第十一条）

ホ 協定の認定及びその取消し並びに協定の廃止（第十四条）

ヘ 協定への参加のあつせん（第十五条）

ト 報告及び立入検査（第十八条）

別表第一農林水産部長の漁港復興推進室に係る専決事項の項及び同表漁港復興推進室長の専決事項の項の次に次のように加える。

林業振興課

一 森林法の施行に関する次のこと。

イ 地域森林計画の策定及びその変更（第五条）

ロ 意見の申立ての処理（第六条）

ハ 調停案受諾の勧告及び分収育林契約を締結すべき旨の裁定（第十条の十一、第十条の十一の四）

ニ 森林整備協定の締結についてのあつせん（第十条の十四）

ホ 森林実施計画の認定の取消し（第十六条）

二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助

林業振興課長

一 森林法の施行に関する次のこと（イに掲げるものについては、地方振興事務所長の専決に係るものを除く。）

イ 森林実施計画の認定及びその変更の認定（第十一条、第十二条、第十九条）

ロ 地域森林計画の変更に伴う市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知（第十条の六）

ハ 森林実施計画を変更すべき旨の通知（イの認定に係るものに限る。）（第十三条、第十九条）

ニ 包括承継人の届出の受理（イの認定に係るものに限る。）（第十七条、第十九条）

長に関する法律（昭和四十一年法律第二百十六号）の施行に関する次のこと。
イ 入会林野整備計画の適否の決定（第六条）

ロ 入会林野整備決定書の縦覧に伴う異議申立の処理（第七条、第八条）

ハ 入会林野整備計画の申請の却下（第十条）

ニ 入会林野整備計画の認可（第十一条）

ホ 旧慣使用林野整備計画の認可（第十二条）

三 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の施行に関する次のこと。

イ 林業経営改善計画の認定の取消し（第三条）

ロ 合理化計画の認定の取消し（第四条）

四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の施行に関する次のこと。

イ 改善計画の認定の取消し（第六条）

ロ 林業労働力確保支援センターの指定（第十一条）

ハ 林業労働力確保支援センターに対する監督命令（第二十三条）

五 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）の施行に関する次のこと。

イ 指定地域の指定、解除及び区域の変更（第二条、第三条）

ロ 事業計画の認定の取消し（第五条）

六 一件の補助金額千円以上の補助工事の承認

七 補助金の増減が二百万円以上となる事業の設計変更の承認

八 林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年宮城県規則第九十一号）第八条の規定による貸付けの決定の取消し

ホ 地域森林計画の達成並びに市町村森林整備計画及び森林実施計画の作成及びこれらの達成のための援助（第九十一条）

二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第十七条の規定による規約又は入会林野整備計画の作成又は変更の援助

三 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行に関する次のこと。

イ 林業経営改善計画の認定及びその変更の認定（第三条）

ロ 合理化計画の認定及びその変更の認定（第四条）

四 林業労働力の確保の促進に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 改善計画の認定及びその変更の認定（第五条、第六条）

ロ 林業労働力確保支援センターの事業計画書及び収支予算書の認可並びにその変更の認可（第二十条）

ハ 報告の徴収（第二十二条）

五 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行に関する次のこと。

イ 事業計画の認定及びその変更の認定（第四条、第五条）

ロ 報告の徴収（第十六条）

六 一件の補助金額千円未満の補助工事の承認

七 補助金の増減が二百万円未満となる事業の設計変更の承認

八 振興山村・過疎地域農林漁業経営改善資金に係る認定目標額の配分希望額の設定（林業に関するものに限る。）

九 林業制度資金に係る利子補給契約の締結

十 林業制度資金に係る利子補給の承認及びその変更の承認

十一 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第七条の規定による報告の徴収及び検査（林業に関するものに限る。）

十二 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五

森林整備課

一 森林法の施行に関する次のこと。
イ 保安林の指定及び解除（第二十五条の二、第二十六条の二）
ロ 保安林内の違反行為の処分（第三十八条）

二 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の施行に関する次のこと。
イ 森林病害虫等の駆除命令（第五条）
ロ 松くい虫等の特別伐倒駆除命令（第五条）
ハ 松くい虫等の補完伐倒駆除命令（第五条）

三 地すべり等防止法の施行に関する次のこと

森林整備課長

一 森林法の施行に関する次のこと。
イ 保安林に係る指定施業要件の変更（第三十三条の二）
ロ 保安林の皆伐面積の限度の公表（森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二）

二 地すべり等防止法第十三条の規定による兼用工作物の工事の施行の協議（林野保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。）

三 一件千円未満の県有林産物の処分
四 県有林五十アル以内の使用の許可
五 県有林内の支障木の伐採許可

十一年法律第四十二号）の施行に関する次のこと。

イ 期限前の償還の請求（第九条）
ロ 支払の猶予（第十条）
ハ 違約金の徴収（第十一条）
ニ 貸付金の一林業従事者等ことの限度額の協議及び決定（林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）第一条）
ホ 連帯保証人に加えての担保の提供、担保の追加若しくは変更又は連帯保証人の追加若しくは交替の要求（林業・木材産業改善資金貸付規則（以下この号において「規則」という。）第三条）
ヘ 書類の指定（規則第四条）
ト 貸付けの決定及び意見の要請（規則第五条）
チ 貸付けの決定の取消し（規則第七条）
リ 事業計画の変更の承認（規則第十五条）
ヌ 連帯保証人の追加又は交替の承認（規則第十六条）
ル 借受者の変更の承認（規則第十八条）
ヲ 報告及び資料の提出の要求並びに立入調査（規則第十九条）
ワ 融資機関が行う貸付けの決定等に係る承認（規則第二十条）

と（林野保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。）。

イ 地すべり防止区域の指定の意見具申（第三条）
ロ 地すべり防止工事の承認又は協議（第十一条）
ハ 工事原因者の工事の施行命令（第十四条）
ニ 監督処分（第二十一条）
ホ 改良、補修等の措置命令（第二十三条）
ヘ 立退きの指示（第二十五条）

四 県有林産物の処分（森林整備課長の専決に係るものを除く。）
五 県有林十ヘクタール以内の使用の許可（森林整備課長の専決に係るものを除く。）
六 県有林特別会計に属する林産物の売払いに係る業者の競争入札参加資格の承認及び取消し
七 分取林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）の施行に関する次のこと。
イ 届出事項の変更勧告及び公表（第六十条）
ロ 届出事項の遵守についての勧告及び公表（第八十条）
ハ 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の施行に関する次のこと。
イ 生産事業者の登録の取消し（第十五条）
ロ 表示義務等の違反に対する是正命令（第十九条）
ハ 種苗の採取の禁止等（第二十三条）
ニ 生産事業者等に対する監督処分（第二十九条）
九 一件の補助金額が千円以上の補助工事の承認
十 補助金の増減が二百万円以上となる事業の設計変更の承認

別表第一 土木部長の道路課に係る専決事項の項第一号中ヨをタとし、ルからカまでをヲからヨまでとし、同号又中「第四十八条の二十、第四十八条の二十二」を「第四十八条の二十三、第四十八条の二十五」に改め、同号中ヌをルとし、トからリまでをチからヌまでとし、ヘの次に次のように加える。

六 県有林事業計画の決定
七 分取林特別措置法の施行に関する次のこと。
イ 報告の徴収（第九条）
ロ 契約条項の変更に係る承認（第十一条）
ハ 林業種苗法の施行に関する次のこと。
イ 育種母樹、普通母樹等の指定及び解除（第三条、第九条）
ロ 特別母樹等の指定及び解除に係る意見書の提出（第四条、第九条）
ハ 育成母樹、普通母樹等の保護又は管理のための指示（第六条）
ニ 生産事業者の登録及び変更の登録（第十条、第十三条）
ホ 講習会の開催及び修了証明書の交付（第十一条）
ヘ 指定採取源からの採取に係る証明（第二十条）
ト 指定採取源の標識の設置（林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林水産省令第四十号。以下この号において「省令」という。）第三条）
チ 伐採許可申請及び損失補償請求に係る意見書の提出（省令第四条、第八条）
リ 種苗の採取禁止の標識の設置（省令第二十八条）
九 一件の補助金額千円未満の補助工事の承認
十 補助金の増減が二百万円未満となる事業の設計変更の承認

と（林野保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。）。

イ 地すべり防止区域の指定の意見具申（第三条）
ロ 地すべり防止工事の承認又は協議（第十一条）
ハ 工事原因者の工事の施行命令（第十四条）
ニ 監督処分（第二十一条）
ホ 改良、補修等の措置命令（第二十三条）
ヘ 立退きの指示（第二十五条）

四 県有林産物の処分（森林整備課長の専決に係るものを除く。）
五 県有林十ヘクタール以内の使用の許可（森林整備課長の専決に係るものを除く。）
六 県有林特別会計に属する林産物の売払いに係る業者の競争入札参加資格の承認及び取消し
七 分取林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）の施行に関する次のこと。
イ 届出事項の変更勧告及び公表（第六十条）
ロ 届出事項の遵守についての勧告及び公表（第八十条）
ハ 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の施行に関する次のこと。
イ 生産事業者の登録の取消し（第十五条）
ロ 表示義務等の違反に対する是正命令（第十九条）
ハ 種苗の採取の禁止等（第二十三条）
ニ 生産事業者等に対する監督処分（第二十九条）
九 一件の補助金額が千円以上の補助工事の承認
十 補助金の増減が二百万円以上となる事業の設計変更の承認

ト 占用物件の維持管理に関する措置命令(第三十九条の九、第九十一条)

別表第一道路課長の専決事項の項第一号中ホをへとし、この次に次のように加える。

ホ 報告の徴収及び立入検査(限度超過車両に係るものに限る。)(第七十二条の二)

別表第一河川課長の専決事項の項第六号中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項」に改め、同表土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第二号ト中「(下水道事業に係るものを除く。)」を削り、同項に次の一号を加える。

十二 下水道法の施行に関する次のこと。

イ 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更(第二条の二)

ロ 公共下水道の設置に係る事業計画及びその変更についての協議(第四条)

ハ 工事又は維持管理に関する必要な指示(第三十七条)

ニ 監督処分等(第三十八条)

別表第一土木部長の下水道課に係る専決事項の項及び同表下水道課長の専決事項の項を削り、同表建築宅地課長の専決事項の項第一号中「制限建築物の建築」を「制限建築物等の建築又は用途変更」に改め、「第四十八条」の下に、「第八十七条、第八十八条」を加え、同号リ中「特殊建築物の敷地の位置」を「特殊建築物等の敷地の位置又は用途変更」に改め、「第五十一条」の下に、「第八十七条、第八十八条」を加え、同号ヲ中「第五十三条の二」の下に、「第五十七条の五」を加え、同号エ中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同表地方振興事務所長の専決事項の項第十二号イ中「の協議及び」を「に係る協議への」に改め、「(知事が別に定めるものに限る。)」を削り、同号ハ中「許可」の下に「及び当該許可に係る都道府県機構への意見聴取」を加える。

別表第四地方振興事務所の地域事務所長の専決事項の項第十二号中「及び農林水産部」を「、農政部及び水産林政部」に改め、同表農業振興部長の専決事項の項第五号イ中「第八号」を「第十七号」に改め、同号ロ中「第十三号」を「第二十九条」に改め、同項第九号イ中「の協議及び」を「に係る協議への」に改め、「(知事が別に定めるものに限る。)」を削り、同号ハ中「許可」の下に「及び当該許可に係る都道府県機構への意見聴取」を加え、同表農業農村整備部長の専決事項の項第一号中「カからレまで、ノからフまで、テからユまで及びミからセまで」を「ヨからソまで、オからコマまで、アからメまで及びシからスマまで」に改め、セをストし、キからモまでをユからセまでとし、同号サ中「第百十三号の三」を「第百十三号の四」に改め、同号サを同号キとし、同号テ及びア中「第百十三号の二」を「第百十三号の三」に改め、同号中アをサとし、オからテまでをクからアまでとし、同号ノ中「第八十七条の三」の下に「、第八十八条」を加え、同号中ノをオとし、ヌからキまでをルからノまでとし、同号リ中「第二十九条の三」を「第二十九条の四」に改め、同号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 決算関係書類の受理(第二十九条の二)

別表第四林業振興部長の専決事項の項を削り、同表水産漁港部長の専決事項の項の次に次のように加える。

林業振興部長

一 地すべり等防止法の施行に関する次のこと(林野保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。かつ、地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

イ 土地の立入及び一時使用(第十六条)

ロ 行為の許可(第十八条)

ハ 行為の協議(第二十条)

ニ 監督処分(許可の取消しを除く。)(第二十一条)

ホ 報告の徴収及び立入検査(第二十二条)

二 地すべり等防止法施行条例の施行に関する次のこと(林野保全のために指定された地すべり防止区域内に係るものに限る。かつ、地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

イ 変更の許可及び変更の届出の受理(第四条)

ロ 着手の届出の受理(第五条)

ハ 終了等の届出の受理及び終了等の検査(第六条)

ニ 地位の承継の届出の受理(第八条)

三 森林組合法の施行に関する次のこと。ただし、ロ及びチからヌまでにあつては所管区域を超える区域をその地区とする森林組合及び生産森林組合に係るものを除き、イ及びハからトまでにあつては市町村の区域を超える区域をその地区とする森林組合及び生産森林組合に係るものを除く。

イ 定款変更の認可(第六十一条、第百条)

ロ 軽微な事項に係る定款変更の届出の受理(第六十一条、第百条)

ハ 設立の認可(第七十八条、第百条)

ニ 解散の認可及び解散の届出の受理(第八十三条、第百条)

ホ 合併の認可(第八十四条、第百条)

ヘ 定款変更認可、設立認可、解散認可及び合併認可に関する証明書の交付(第六十一条、第八十条、第八十三条、第八十四条、第百条)

ト 清算終了の届出の受理(第九十九条の十)

チ 登記完了の届出の受理(森林組合法施行細則(昭和五十四年宮城県規則第三十九号。以下この号において「規則」という。))第三条

リ 総会招集等の届出の受理(規則第四条)

ヌ 役員等の異動の届出の受理(規則第五条)

四 森林法の施行に関する次のこと(イからハまで及びチからワまでにあつては、地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

イ 開発行為の許可に係る市町村長の意見の聴取(第十条の二)

ロ 開発行為(土石の採取、農用地の造成及び土捨場の設置を目的とするものに限る。)(第十条の二)の許可(開発行為に係る土地の面積が十ヘクタール未満のものに限る。)(第十条の二)

ハ 市町村森林整備計画の策定又はその変更の際の協議に対する回答(第十条の五、第十条)

の六)

ニ 森林施業計画（その対象とする森林の所在地が所管区域を超える区域にわたるものを除く。）の認定及びその変更の認定（第十一條、第十二條、第十九條）

ホ 森林施業計画を変更すべき旨の通知（二の認定に係るものに限る。）（第十三條、第十九條）

ヘ 森林施業計画に係る森林の伐採等の届出の受理（第十五條、第十九條）

ト 包括承継人の届出の受理（二の認定に係るものに限る。）（第十七條、第十九條）

チ 保安林内の立木の伐採等の行為に係る許可（第三十四條）

リ 保安林内の立木伐採完了の届出の受理及び緊急時の伐採の届出の受理（第三十四條）

ル 保安林内の択伐に係る届出の受理（第三十四條の二）

ロ 保安林内の間伐に係る届出の受理（第三十四條の三）

ワ 保安林内の間伐の計画の変更の命令（第三十四條の三）

五 租税特別措置法施行規則第十三條第三項第一号の規定に基づき行う立木の伐採又は譲渡が森林施業計画に基づくものである旨の証明

六 自然環境保全条例の施行に関する次のこと（所管区域を超える区域に係るもの及び地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。）

イ 野生動物植物保護地区内における行為の許可（第二十條）

ロ 県自然環境保全地域の普通地区及び緑地環境保全地域内における建築物（延べ面積が千平方メートル以下のものに限る。）の新築、改築及び増築（改築又は増築後において延べ面積が千平方メートルを超える場合における改築又は増築を除く。）並びに土地の形質の変更（当該変更に係る土地の面積が二千平方メートル以下のものに限る。）の届出及び通知の受理（第二十一條、第二十六條）

ハ 県自然環境保全地域の普通地区及び緑地環境保全地域内における届出を要する行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮（ロに掲げる行為に係るものに限る。）（第二十一條、第二十六條）

ニ 中止命令等（イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。）（第二十二條、第二十七條）

ホ 報告の徴収（イ及びハに掲げる事務に係るものに限る。）及び立入調査（第三十四條、第三十五條）

七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する次のこと（地域事務所

の事業担当区域に係るものを除く。）

イ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（所管区域を超える区域に係るものを除く。）（第九條）

ロ イの許可に係る措置命令及び当該許可の取消し（所管区域を超える区域に係るものを除く。）（第十條）

ハ 指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲許可及び当該許可の取消し並びに措置命令（所管区域を超える区域に係るものを除く。）（第十五條）

ニ 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（所管区域を超える区域に係るものを除く。）（第三十八條の二）

ホ 狩猟免許申請書の受理（第四十一條）

ヘ 狩猟免許試験の合格の決定及び取消し並びに狩猟免状の交付等（第四十二條、第四十三條、第五十條）

ト 狩猟免許更新申請書の受理、狩猟免許の更新並びに適性試験及び講習の実施（第五十一條）

チ 狩猟者登録、変更登録及び登録の拒否並びに狩猟者登録証等の交付（所管区域居住者に係るものに限る。）（第五十五條、第五十八條、第六十條、第六十一條）

リ 狩猟者登録の抹消、取消し及び効力の停止（所管区域居住者に係るものに限る。）（第六十三條、第六十四條）

ヌ 報告の徴収及び立入検査（イからチまでに係る事務に関し必要となる場合に限る。）（第七十五條）

ル イに規定する許可証及び従事者証、指定猟法許可証（所管区域を超える区域に係るものを除く。）、狩猟免状並びに狩猟者登録証及び狩猟者記章（県外居住者に係るものを除く。）に係る再交付、住所変更等の届出、許可に係る報告及び返納の受理並びに狩猟免状の住所の変更の通知（第九條、第十五條、第四十六條、第五十四條、第六十一條、第六十五條、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第七條、第十五條、第四十九條、第五十條、第六十五條）

ハ 国立公園区域内における自然公園法の施行に関する次のこと（所管区域を超える区域に係るもの及び地域事務所

の事業担当区域に係るものを除く。）

イ 特別地域内における行為（自然公園法施行令（以下この号において「政令」という。）附則第三項第一号に規定する行為（面積が五千平方メートル以上の開発に係る行為（木竹の伐採を除く。）、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、二車線以上の道路の新築及び一種特別地域における道路の新築を除く。）に限る。）の許可（第二十條）

ロ 普通地域内における行為（政令附則第三項第三号に規定する行為（面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法の適用を受ける鉱物の掘採、採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除く。）に限る。）の届出の受理並びに当該行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮（第三十三條）

ハ 中止命令及び原状回復命令等（イ及びロに掲げる事務に係るものに限る。）（第三十四條）

ニ 報告徴収、立入検査及び立入調査（イ及びロに掲げる事務に係るものに限る。）（第三十五條）

九 国立公園区域内における自然公園法の施行に関する次のこと（所管区域を超える区域に係るもの及び地域事務所

の事業担当区域に係るものを除く。）

イ 特別地域内における行為（面積が一ヘクタール以上の開発に係る行為（道路の新築及び木竹の伐採を除く。）、鉱業法の適用を受ける鉱物の掘採、採石法の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さが五十メートル又は地上部分の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）及び第一種特別地域における道路の新築を除く。ロにおいて同じ。）の許可（第二十條）

ロ 特別地域内における第二十條第三項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に着手している行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為並びに木

竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理(第二十條)

ハ 普通地域内における行為(面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法の適用を受ける鉱物の掘採、採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除く。ニにおいて同じ。)の届出の受理(第三十三條)

ニ 普通地域内における届出を要する行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮(第三十三條)

ホ 中止命令及び原状回復命令等(イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。)(第三十四條)

ヘ 報告徴収、立入検査及び立入調査(イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。)(第三十五條)

ト 国の特例に係る協議に対する回答及び国の機関への協議の請求等(イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。)(第六十八條)

十 県立自然公園条例の施行に関する次のこと(所管区域を超える区域に係るもの、県立自然公園松島の区域に係るもの及び地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

イ 特別地域内における行為(面積が一ヘクタール以上の開発に係る行為(道路の新築及び木竹の伐採を除く。)、鉱業法の適用を受ける鉱物の掘採、採石法の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、二車線以上かつ延長が千メートル以上の道路の新築、高さが五十メートル又は地上部分の容積が三立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。))及び第一種特別地域における道路の新築を除く。ロにおいて同じ。)(第十條)

ロ 特別地域内における第十條第三項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時に既に着手している行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為並びに木竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理(第十條)

ハ 普通地域内における行為(面積が二十ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法の適用を受ける鉱物の掘採、採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為を除く。ニにおいて同じ。)の届出の受理(第十二條)

ニ 普通地域内における届出を要する行為の禁止、制限及び当該行為に関する措置命令並びにこれらの処分に係る期間の延長並びに当該行為の着手制限期間の短縮(第十二條)

ホ 中止命令及び原状回復命令等(イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。)(第十三條)

ヘ 報告徴収、立入検査及び立入調査(イ、ハ及びニに掲げる事務に係るものに限る。)(第十四條)

ト 県の特例に係る協議に対する回答及び協議の請求等(イからハまでに掲げる事務に係るものに限る。)(第十八條の二)

十一 工事に關する次のこと(地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

イ 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円未満の工事の施行(工事の検査を除く。)(ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更(当該変更に係る額が二百万円を超えるものに限る。))及び二千万円を超える額の設計変更を除く。

ロ 請負代金額一件四千万円未満の工事の中間検査及び完成検査

ハ 工事(建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。以下このハにおいて同じ。)の出来高検査及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査

ニ 建設工事執行規則の施行に関する次のこと。
(1) 下請負の承認(第二十六條の二)
(2) 中間前金払の認定(第二十九條の二)

十二 令達予算に基づく建設業法第二條第一項に定める建設工事に係る一件三千万円未満の調査、測量又は設計の委託(地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

十三 松くい虫防除及び保安林整備に係る一件二千万円未満の役務の調達に係る委託(地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

十四 市町村、団体及びその他の者が行う補助事業のうち事業費四千万円(災害復旧事業にあつては、査定事業費二千万円)未満のもの確認調査(地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

十五 工事の施行及び維持管理する施設に係る関係法令に基づく届出及び行為の許可申請等(所管の工事及び維持管理施設に係るもの限り、公有水面埋立法に基づくもの及び地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

十六 県有林及び県有防災林に関する次のこと。
イ 入林許可(県有林に係るものに限る。)

ロ 目的外使用許可(電柱類若しくは鉄塔類の設置又は管類(ケーブルを含む。))の地下埋設に係るもの及びこれ以外の使用であつて使用期間が一年を超えないものに係るものに限る。及びその許可に係る使用料の減免

十七 土地の境界の確認(地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

十八 工事に關する土地使用貸借契約の締結(地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。)

別表第四地域事務所に置かれる農業振興部長の専決事項の項第四号イ中「の協議及び」を「に係る協議への」に改め、「(知事が別に定めるものに限る。)」を削り、同号ハ中「許可」の下に「及び当該許可に係る都道府県機構への意見聴取」を加え、同表地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第一号ホ中「第八十七條の三」の下に「第八十八條」を加え、同号ヲ及びワ中「第百十三條の二」を「第百十三條の三」に改め、同号カ中「第百十三條の三」を「第百十三條の四」に改める。

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三十八号イ中「及び」を「」に改め、「取消し」の下に「及び当該確認に係る土地の形状の変更の届出の受理」を加え、同号ロ中「ある土地」の下に「及び有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場等の敷地における九百平方メートル以上の土地」を加え、同号ヘ中「平成十四年環境省令第二十九号」を削り、同号ヌ中「指示措置等」を「実施措置」に改め、同号に次のように加える。

ヲ 施行管理方針の確認(省令第四十九條の二)

ヲ 施行管理方針の確認(省令第四十九條の二)

ワ 施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合の届出の受理（省令第五十二条の五）

カ 施行管理方針の変更に係る届出の受理（省令第五十二条の六）

ヨ 施行管理方針の廃止に係る届出の受理（省令第五十二条の七）

タ 施行管理方針の確認の取消し（省令第五十二条の八）

レ 要措置区域等に搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態についての届出の受理（省令第五十九条の二）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第二号中ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 報告の徴収及び立入検査（限度超過車両に係るものを除く。）（第七十二条の二）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第三十一号中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第六項、別表第一各課長の専決事項の項第三十三号、同表商工金融課長の専決事項の項、同表農林水産部長の農産環境課に係る専決事項の項第一号、同表農産環境課長の専決事項の項第一号、同表農村振興課長の専決事項の項、同表土木部長の道路課に係る専決事項の項、同表道路課長の専決事項の項、同表河川課長の専決事項の項、同表建築宅地課長の専決事項の項及び別表第四農業振興部長の専決事項の項第五号の改正規定、同表農業農村整備部長の専決事項の項の改正規定（同項第一号ノの改正規定（第八十七条の三）の下に「第八十八条」を加える部分に限る。）、同号テ及びアの改正規定（第百十三条の二）を「第百十三条の三」に改める部分に限る。）並びに同号サの改正規定（第百十三条の三）を「第百十三条の四」に改める部分に限る。）に限る。並びに同表地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項及び別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項の改正規定は、平成三十一年三月二十九日から施行する。